

資料 3

湖 環 政 第 4 4 8 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 13 日

行政事務学区統括委員 様
行政事務取扱委員 様

湖南市長 松 浦 加 代 子
(公 印 省 略)

地域のごみステーションの利用ルール作成について（依頼）

平素は、市の環境行政に格別のご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、市では地域のごみステーション利用におけるルール作りの参考としていただくことを目的とし、裏面のとおり資料を作成いたしました。

近年の自治会離れにより、ごみステーション利用に関するトラブルなどの相談も多く寄せられていることから、今後、区・自治会においては誰もが不公平感なく利用できるルールを整備していくことが大切です。

つきましては、各地域の実情に応じたごみステーションの利用ルール作成について、裏面の資料をご活用いただき、今一度ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

【資料の概要】

- ごみステーションの必要性について
- ごみステーションの所有権について
- ごみステーションの利用ルール・利用料の徴収などについて

【問い合わせ先】

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地

湖南市環境経済部環境政策課 担当 松浦

T E L : 0748-71-2358

F A X : 0748-72-2201

メール : seikan@city.shiga-konan.lg.jp

ごみステーションを地域みんなで使えるように ルールの確認をお願いします

近年、住民の自治会離れにより、ごみステーションの利用に関するトラブルや問い合わせが増えています。

地域でのごみステーションの利用について、誰もが不公平感なく利用できるルールにしていくことが大切です。

○なぜ、ごみステーションが必要なの？

- ・ごみを各家庭からごみステーションに集めてもらうことで、効率的な収集を行うことができます。（湖南市はステーション方式により収集を行っています。戸別収集方式は、収集コストの大幅な増加が伴うため困難です）

○ごみステーションは誰のもの？

- ・ごみステーションは基本的に、地域の区・自治会などで購入・設置していただいたもので、経年劣化による修繕や備品購入なども地域で行っていただいています。
- ・ごみステーションの設置場所は、地域の方で調整し、収集車が回収可能であるかなどを確認したうえで、区長から申請をいただき、市が認めた場所です
- ・ごみステーションを美しく利用していただくため、各地域で掃除当番を回すなどにより管理していただいています。

★地域・地元の事情に合わせた

「皆が使える」ルール作りを！

- ・地域の区・自治会等がごみステーションを維持・管理するためには、労力と経費が掛かっています。区・自治会等が利用者に対して、その負担を求めることは問題ありません。
 - ・地域の事情にあわせて、みんなが納得できるルール（掃除当番・利用料の負担など）を定めてください。無条件で自治会未加入者の利用を認める必要はありません。ただし、条件を示さず、一律に「区・自治会等に未加入の人は使えません」というルールは禁止です。
 - ・区・自治会等の判断で自治会未加入者から利用料を徴収する場合、利用料の根拠・内訳を示し、ごみステーションの利用として妥当な金額としてください。
 - ・「ルールを守って地域みんなでごみステーションを使う」という意識の共有を！
- ⇒市役所では、次頁のような案内を、転入時&HPで啓発をしていきます。
地域での未加入者への説明などに際しても、ぜひご活用ください。

ごみの収集について

～ぜひ自治会へご加入ください～

湖南市では、住民の皆様が指定場所(＝ごみステーション)に集めて出されたごみを市が収集する「ステーション方式」でごみ収集を実施しています。ご協力をお願いいたします。

皆様が使うごみステーションは、市が管理しているものではありません。地域の区・自治会等でお金を出し合い、協力して掃除をするなど、それぞれの地域で維持・管理をされています。利用にあたっては、地域が定めるルールに従ってください。

ごみステーションの維持・管理は、地域の協力が無ければ成り立ちません。ぜひ、区・自治会等へご加入ください。

ごみ出しのルールを守り、利用者全員が快適にごみステーションを使えるよう、ご協力をお願いします。

※集合住宅などにお住まいの場合、ごみの出し方については管理会社等にお問い合わせください。